⑷　実施上の留意事項及び評価内容の担保
①　技術提案等についてはヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する。(詳細は入札説明書による。)
②　実際の施工に関しては、技術提案等に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により、技術提案等に記載された施工が遵守出来ない場合には、以下の取扱いを行う。(詳細は入札説明書による。)
ア　工事成績評定点の減点措置
イ　違約金の徴収

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒602―8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町　近畿農政局総務部会計課契約係　井門　　太　電話075―451―9161　内線2047
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　交付期間は、平成23年４月25日から平成23年５月25日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。最終日は午後４時までとする。交付場所は、〒602―8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町　近畿農政局整備部設計課技術審査第１係　西村　竹生　電話075―451―9161　内線2519
なお、入札説明書の交付は無償で配布（ＣＤ版）する。
⑶　申請書及び資料の提出期間及び場所　平成23年４月25日から平成23年５月25日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。最終日は午後４時までとする。提出場所は上記４の⑵に同じ。
⑷　申請書及び資料の提出方法　入札説明書に示す別記様式とその他の資料と併せて受付期間内に上記４の⑵の提出場所へ持参すること。
⑸　申請書及び資料の提出に関する問い合わせ先　上記４の⑵に同じ。
⑹　入札、開札の日時、場所及び提出方法　入札の締切は、平成23年６月30日午後１時30分（郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限は、平成23年６月29日午後４時必着とする。）までに近畿農政局入札室に入札書を持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。
なお、入札執行に先立ち、支出負担行為担当官により競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書及び当該委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
開札は、平成23年６月30日午後１時30分近畿農政局入札室にて行う。
⑺　入札保証金の納付等に係わる書類の提出期限、場所及び方法　平成23年６月27日から平成23年６月29日までの毎日、午前９時から午後５時まで（最終日は午後４時までとする。）に上記４の⑴へ持参、郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）により提出すること。

5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行京都支店)。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　近畿農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（納付額　請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行京都支店)。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
⑶　工事費内訳書の提出
①　入札参加者は、入札に際し、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
②　工事費内訳書の作成にあたっての算定基礎資料の提出を求めることがある。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＬＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　資料のヒアリングの有無　有
⑼　契約後ＶＥ方式の試行工事　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
⑽　当該工事に直接関連するほかの工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無
⑾　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵に同じ。
⒀　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶及び上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。
③　書面の提出先　上記４の⑵に同じ。
④　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、原則として①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
⒂　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。